

## 役員を選任について

|     |                      |
|-----|----------------------|
| 会 長 | 広島市長（日本）             |
| 副会長 | 長崎市長（日本）             |
|     | ハノーバー市長（ドイツ）         |
|     | ボルゴグラード市長（ロシア）       |
|     | マラコフ市長（フランス）         |
|     | モンテンプル市長（フィリピン）      |
|     | マンチェスター市長（イギリス）      |
|     | アクロン市長（アメリカ）         |
|     | イーペル市長（ベルギー）         |
|     | ビオグラード・ナ・モル市長（クロアチア） |
|     | グラノラズ市長（スペイン）        |
|     | ハラブジャ市長（イラク）         |
|     | ブリュッセル市長（ベルギー）       |
|     | フォンゴトンゴ市長（カメルーン）     |
|     | メキシコシティ市長（メキシコ）      |
|     | フロン市長（ノルウェー）         |

計 16名

### （説 明）

- 1 副会長候補のうち、フォンゴトンゴ市長、メキシコシティ市長及びフロン市長は、現在理事である。
- 2 他の副会長候補は、いずれも再任である。
- 3 現在副会長であるフィレンツェ市長（イタリア）、理事であるモントリオール市（カナダ）及びモンテビデオ市（ウルグアイ）については、再任を希望しないとの申出があり、副会長候補としていない。

### （参 考）

#### 平和市長会議規約（抜粋）

（役員）

第4条 この機構に次の役員を置く。

会長 1 名

副会長 若干名

理事 若干名

2 会長及び副会長は、総会において連帯都市の市長の互選によって決定する。

3 会長は、この機構を統轄及び代表し、会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

5 理事は、会長が連帯都市の市長の中から選任する。

なお、選任にあたっては、地域性を配慮して行うものとする。

6 理事は、会長及び副会長を補佐し、この機構の円滑な運営を図るものとする。

(任期)

第5条 役員の任期は、次期総会において新たな役員が選任されるまでの間とし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、役員に選任された連帯都市の市長が、当該市長の職を退任し、又は辞任した場合は、後任の市長を役員とする。この場合において、任期中退任し、又は辞任した役員の後任者は、前任者の残任期間とする。